

## 四日市市感染症予防計画（素案）に係る各協議会及びパブリックコメントでいただいたご意見について（報告）

## 1. 四日市市地域保健運営協議会（令和5年11月20日）

No.	該当箇所	ページ	意見の内容	本市の考え方・対応方針
1	第4 地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する事項	P 1 6	新型コロナ発生時のワクチン接種において、当初は予約が大変取りづらい状況で混乱を招いたことから、今後の新興感染症発生時にはスムーズにワクチン接種ができる体制をお願いしたい。	感染症に対するワクチン接種は有効な手段だと考えており、計画にも記載のとおり、県や医師会等の関係機関と連携し、円滑な実施体制を構築していきます。 また、市民に対しても予防接種が受けられる場所、期間等についての情報を積極的に提供し、市民が安心して予防接種が受けられる環境を整備していきます。
2	第4 地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する事項	P 1 6	新型コロナ発生時のワクチン接種について、四日市市は予約制による接種としたことから、予約回線がパンクするなど混乱があった。鳥羽市では地区割で日時、場所を限定した接種方式をとった。国費を使った事業であることから、混乱が少ないと思われる日時、場所等を限定した方法で実施しても良いと考える。	
3	第8 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	P 2 3 ～ P 2 5	ドライブスルー方式によるPCR検査センターの設置を計画しているが、市内複数箇所への設置を予定しているのか。	有事の際に迅速かつ臨機応変に対応できるよう、市内の公共施設や公共用地を活用して複数箇所へ設置できるよう検討を進めていきます。 また、来年度から、選定した候補地・施設において、実践的な開設訓練を実施していきます。
4	第8 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	P 2 3 ～ P 2 5	新型コロナ発生時は、PCR検査の検体採取の採取場所、採取方法に苦慮した経験から、ドライブスルーに適した大きな敷地、屋根があるような企業にも協力して頂ければと考える。	
5	第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	P 3 0	I H E A Tにおける外部専門職員について、職種、雇用形態、人数をどのように想定しているか。	職種については、看護師・保健師・臨床検査技師等の有資格者を想定しており、雇用形態については、市の会計年度任用職員として雇用させて頂く予定です。雇用人数については、即応可能な人員として10人以上を確保したいと考え、数値目標としました。
6	第15 検査体制の確保等に係る数値目標	P 3 4	数値目標における検査実施件数は、PCR検査を指しているのか。	PCR検査等の核酸検出検査の実施件数を数値目標としました。

2. 四日市地域救急医療対策協議会（令和5年12月8日）

No.	該当箇所	ページ	意見の内容	本市の考え方・対応方針
1	第8 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	P 2 3 ～ P 2 5	ドライブスルー方式によるPCR検査センターの設置について、病院の立場としてこのシステムが導入されることはありがたい。大学や検査機関と協力して検査結果を迅速に通知することだが、具体的にどの大学と連携を図るのか。	本計画に基づく新興感染症発生時のPCR検査の協力体制について、四日市看護医療大学から内諾をいただいています。同大学は、臨床検査学科を設置して4年目を迎えるなか、PCR検査に必要な人員と検査機器を有しています。
2	8 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	P 2 3 ～ P 2 5	新たな感染症発生の公表から3ヵ月後を目標に初期PCR検査センターを設置することだが、いつを起点と考えているのか。	新たな感染症に対応する初期PCR検査センターの設置については、国が新興感染症に位置付けた日を起点として設置を進めていきます。
3	8 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	P 2 3 ～ P 2 5	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定感染症への位置付けを待って初期PCR検査センターを設置していくということは、それまでの間は対策を行わないという意味なのか。	PCR検査の実施には、検査試薬や人員の確保などに2～3か月程度要するため、早い段階から国県からの情報収集に努め、できる限りの準備を行っていきます。
4	8 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	P 2 3 ～ P 2 5	新型コロナ発生時は、PCR検査の検体採取の採取場所、採取方法に苦慮した経験がある。新興感染症対応で実施するドライブスルー検査は、接触を最小限とし円滑に検体採取できるため、四日市医師会としても人員の面で協力していく。	また、その際は、四日市医師会と協議しながら、新興感染症の特性に応じた対応を検討していきます。
5	第12 感染症に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	P 2 9	医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数について、実施内容や対象者はどのように考えているか。	有事の際に保健所業務を担当する全ての職員を対象に、積極的疫学調査や患者搬送など業務ごとに必要な研修・訓練を実施していきます。
6	第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	P 3 0	新型コロナ発生時、各保健所では平常業務を抱えながら感染症対応を行うため業務がひっ迫していたが、どのような体制を確保していくのか。	新興感染症発生時には、保健師・事務職員など多くの職員の協力が必要になるため、新型コロナ発生時に構築した陽性者数に応じた庁内動員体制を活用し、保健所業務のひっ迫を回避します。
7	第16 その他の感染症の予防の推進に関する事項	P 3 7	新型コロナ発生時、言葉が通じない外国人市民が直接病院に来てしまうケースがあったため、電話で通訳・相談できるシステムを整えてほしい。	相談窓口やコールセンターを設置する際は、外国人市民からの相談を円滑に受けられる体制の整備を検討します。

3. パブリックコメント（令和5年12月25日～令和6年1月24日）

意見提出数 提出人数 1人  
提出意見数 1件

No.	該当箇所	ページ	意見の内容	本市の考え方・対応方針
1	第10 自宅療養者等（外出自粛対象者）の療養生活の環境整備に関する事項	P27	<p>市内で、訪問看護師をしています。コロナ禍の時、訪問介護サービスを利用している高齢者やコロナで自宅療養になった際に、おむつ替えや食事介助など、訪問看護師が普段しない生活援助をして欲しいと頼まれていました。</p> <p>看護師は、医師から指示を受け、点滴などの医療行為をしています。今後、感染症が流行した際に、生活支援で追われて、医療行為に支障が出る事が無いように、介護職員に適切に感染症の研修などを行ってもらい、介護職員が安全に自宅で感染症の人にも援助ができるような知識と技術が得られるようにしないと、医療人材がひっ迫すると思われまます。</p> <p>介護職が感染症の利用者に対応できるようになるために、しっかりした研修の実施と、感染症対応が可能な事業所を登録制にするなどし、介護報酬等で適切に評価する仕組みや（事業所にとって利益にならなければ参加しないと思うので…）、防護服や手袋、フェイスシールドなどの物資の支援などが必要だと思ひます。</p>	<p>コロナ禍における在宅医療・介護の状況をお知らせいただきありがとうございました。ご意見を踏まえ、本市では、新興感染症の発生及びまん延時において在宅医療へのひっ迫が生じないよう、介護サービス管理者及び職員を対象に、介護現場で必要な感染症の知識や個人防護具の着脱等の研修を実施し、引き続き感染症対応力の向上を図っていきます。</p> <p>こうした趣旨を明確に表現するため、次のように素案に追記いたします。</p> <p>※P27 2. 自宅療養者等の療養環境の整備 (2) 自宅療養者等に対する生活支援 ～（略）</p> <p>「また、福祉ニーズのある自宅療養者等が適切にサービスを受けられるよう、県や関係機関等と連携し、介護保険の居宅サービスの事業所等及び障害福祉サービス事業所等に対して、平時から従事者に向けた感染症の予防及びまん延の防止のための研修等を行います。」</p> <p>また、新たな感染症の発生時に高齢者施設等において、物資の不足により対応が困難となる場合には、個別相談に応じるほか、必要に応じて支援を検討していきます。</p>